

第一生命保険の議決権行使

2021年4月改正

1. 議決権行使の考え方

当社は、スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえたうえで、投資先企業の持続的成長と企業価値向上を促すことで中長期的な投資リターン拡大を図ることを目的として、「責任ある機関投資家」として企業との対話を実施し、議決権を行使します。なお、親会社の株主や保険契約者等の利益が不当に害されることがないように利益相反防止の観点に留意します。

2. 議決権行使において重視するポイント

議決権行使に際しては、以下4つの視点を重視します。

(1) コーポレートガバナンス

- ① 上場企業に対しては、上場する市場区分に応じて一定水準のコーポレートガバナンスの枠組みを具備するとともに、ガバナンスの実効性を高めるための継続的な取組みを求めます。特に、独立社外取締役を選任し、その助言・監督機能を有効に活用することや、監査役等（監査等委員である取締役を含む、以下同じ）の取締役会への牽制機能を確保することは重要であると考えます。
- ② 重大な法令違反又は反社会的行為等の不祥事を起こした企業については、責任のある取締役および監査役等の責任の明確化が必要であると考えます。

(2) 業績・資本効率

上場企業は、株主資本を効率的に活用しつつ、持続的な成長を実現していくことが重要であると考えます。従って、業績不振が継続する企業については、企業価値の維持・向上の観点から、企業の変革を促していくことが株主として必要であると考えます。

(3) 株主還元

上場企業に対しては、成長投資や内部留保の状況を踏まえたうえで、一定水準の配当性向とその持続的向上を期待します。特に、内部留保が厚い一方で、低還元が継続している企業については、株主還元の強化を求めます。

(4) ESG 課題

上記（1）から（3）も含む、企業の中長期的な持続可能性に影響を与えうる環境・社会・ガバナンス等の重要課題（以下、「ESG 課題」という）については、対話の重点テーマとし、社会的な責任がある上場企業については特に積極的な取組を求めます。

3. 株主総会付議案に対する判断基準

- (1) 株主総会に付議される議案毎に、原則として「議案に対する考え方」および「議決権行使基準」に基づき判断を行います。ただし、議案毎の「例外事由」に該当すると判断する場合、または「例外事由」以外であっても、対話等を通じて合理的な理由があると判断できる場合には、原則と異なる議決権行使を行うことがあります。
- (2) 原則と異なる議決権行使を行う場合、または重要な投資先企業・議案等に関する議決権の行使判断を行う場合は、責任投資委員会にて審議または報告を行います。

議案に対する考え方

1. 取締役選任議案

(※監査等委員である取締役を除く、以下本項目において同じ)

- ア. 業績が不振な状況が長く継続している場合、経営トップの交代を含む抜本的な経営見直しを求める。
- イ. 成長に向けた設備投資や内部留保を優先すべき状況である場合、または高い資本効率（ROE）を実現している場合を除き、一定の株主還元を継続的に行っていくことが望ましい。内部留保が厚いものの、低還元が継続している企業については、特に株主還元の強化を求める。
- ウ. 助言・監督機能を有する独立社外取締役は、上場する市場区分に応じて適切に選任すべきであり、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、取締役総数の 1/3 以上の独立社外取締役を選任することが望ましいと考える。
- エ. 独立役員として届出している社外取締役については、大株主出身者でないことや長期間務めていない等、上場する市場区分に応じて、相応の独立性を満たしていることを求める。
- オ. 支配株主を有する上場子会社については、上場子会社の少数株主利益を保護するため、取締役総数の 1/3 以上の独立社外取締役を最低限選任すべきであり、より実効性のあるガバナンス体制を構築するためには、できるだけ早期に過半数を選任することが望ましい。
- カ. 社外取締役については、その役割発揮のために、取締役会に相応の出席率を確保することを求める。
- キ. 取締役は企業の内部管理体制を適切に構築・運営すべき責務があり、企業価値を毀損する重大な不祥事が発生した場合には、経営トップや責任のある取締役に対し、責任の明確化を求める。
- ク. ESG 課題については、経営トップのリーダーシップのもと、積極的な取組を求める。

2. 監査役等の選任議案

- ア. 監査役等に求められる取締役会への牽制機能が弱まる可能性があることから、独立役員として届出している社外監査役等については、大株主出身者でないことや長期間務めていない等、上場する市場区分に応じて、相応の独立性を満たしていることを求める。
- イ. 社外監査役等については、その役割発揮のために、取締役会、監査役会等（監査等委員会を含む、以下同じ）に相応の出席率を確保することを求める。
- ウ. 監査役等は企業の内部管理体制の構築・運営の状況を適切に監査すべき責務があり、企業価値を毀損する重大な不祥事が発生した場合には責任の明確化を求める。

3. 報酬に関する議案

- ア. 役員にインセンティブ報酬を導入することは、中長期的な企業価値向上を目指すうえで効果的な手段である。
- イ. 株式の大幅な希薄化が生じうるストックオプションの付与については、企業価値を毀損する可能性があることから望ましくない。
- ウ. 監査役等に求められる取締役会への牽制機能が弱まる可能性があることから、監査役等に対するストックオプションの付与や退職慰労金の贈呈は望ましくない。
- エ. 業績が不振な状況が続いている企業については、取締役の報酬額の増加についてより慎重であるべきと考える。
- オ. 企業価値を毀損する重大な不祥事が発生した場合には、経営陣に責任の明確化を求める。
- カ. 上記ウ. の退職慰労金については、企業の規模・特性等を踏まえ適用する。

4. 株主還元に関する議案

- ア. 成長に向けた設備投資や内部留保を優先すべき状況、または高い資本効率（ROE）を実現している場合を除き、一定水準の配当性向とその持続的向上を期待する。内部留保が厚いものの、低還元が継続している企業については、特に株主還元の強化を求める。
- イ. 還元の方法としては配当が望ましいが、自己株式の取得についても手元資金の機動的な還元等に資することから、肯定的に評価する。

5. 買収防衛策に関する議案

- ア. 買収防衛策は、経営者の保身や特定株主の利益のために用いられ、非効率な経営が温存される手段となる恐れがあることから、一定水準の資本効率の達成や透明性・客観性のあるガバナンス体制の構築がされていない限り、買収防衛策の導入・改定・更新は望ましくない。
- イ. 買収防衛策を導入・改定・更新を企図している企業については取締役総数の 1/3 以上の独立社外取締役を最低限選任すべきであり、透明性・客観性のあるガバナンス体制としては、できるだけ早期に過半数を選任することが望ましい。

6. 組織再編・資本政策に関する議案

- ア. 企業価値を毀損する可能性が低く、合理性が認められる場合には肯定的に評価する。

7. 定款変更、その他の議案

- ア. 合理性が認められる場合には肯定的に評価する。

8. 株主提案議案

- ア. 中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す蓋然性が高い提案については肯定的に評価する。

以上

議決権行使基準

議案	行使基準	例外事由	備考
<p>1. 取締役選任議案</p>	<p>(1)業績不振企業における取締役再任</p> <p>以下のいずれかに該当する場合、該当期間中(※1)継続して取締役として在任の取締役選任議案について、原則として反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近3期連続営業赤字(連結) ・直近3期連続経常赤字(連結) ・直近3期連続最終赤字(連結) ・直近5期連続ROE5%未満(連結)※2 	<p>ア. 新興成長企業等において、業績不振が一定期間続くことを前提として投資を実施している場合</p> <p>イ. 業績不振の要因が天災や予見しえない深刻な経済環境の悪化、特殊な収益構造・会計制度等、経営者要因でない場合</p> <p>ウ. 業績不振の要因が特定されており、経営の改善・見直しを通じ、翌期(※次に到来する決算期)に業績不振から脱却する蓋然性が高いと判断できる場合</p> <p>エ. 直近5期のうち、いずれかの期がROE 3%以上であり、下記の条件に全て当てはまる説明が対象企業からなされ、かつ基準抵触から2年以内である場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後2年以内にROE5%相当以上を達成すると見込まれるROE(もしくは他のROA・ROIC等の資本効率性に関する指標)の中期目標を策定・開示 ・ 目標達成に向けた具体的取組に関する方針が策定・開示され、かつその実現可能性が高いと判断できる <p>オ. 「特定業種」(※3)の企業で、直近5期のうち、いずれかの期がROE 3%以上であり、経営改善に向けた具体的な取組計画を策定・開示し、かつその実現可能性が高いと判断できる場合。2022年4月以降については、上記に加え独立社外取締役が取締役総数の1/3以上かつ2名以上である場合</p> <p>上記に関わらず、3期連続の赤字の場合や直近5期連続3%未満となった場合にはエ・オは適用しない。</p>	<p>※1:ROE基準は5期、それ以外は3期</p> <p>※2:ROEは「最終利益÷((期首自己資本+期末自己資本)÷2)」にて算出(以下同じ)</p> <p>※3:特定業種:法令等により業務範囲が規制され、かつ足元の業績不振が、外部環境等の構造的な要因によるところが非常に大きいと判断される業種を、責任投資委員会の審議を踏まえて年度毎に決定</p>
<p>(2)低還元企業における代表取締役の再任</p>	<p>剰余金配当を取締役に定款で授權している等、「剰余金の処分」議案を株主総会に上程しない企業で、株主還元が不十分であると判断できる場合(「4. 株主還元に関する議案」の(1)に該当する企業)、代表取締役(※)の取締役再任議案について、原則として反対する。</p>	<p>ア. 企業の成長ステージの観点や事業特性等から配当よりも投資・内部留保を優先した方が中長期的な企業価値向上に資すると判断できる場合</p> <p>イ. 具体的な増配の方針が開示されているなど、株主還元積極化の意向が確認できた場合</p>	<p>※指名委員会等設置会社においては、代表執行役である取締役、代表執行役である取締役がいない場合には、指名委員会委員である取締役(以下同じ)</p>
<p>(3)独立社外取締役が一定人数に満たない企業の代表取締役の再任</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">2022年度改正 P.10参照</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">2023年度改正 P.11参照</div>	<p>証券取引所に独立役員として届出(届出予定を含む)している独立社外取締役が以下の人数の場合、代表取締役の取締役再任議案について、原則として反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東証一部上場企業(※)で、独立社外取締役が2名未満(ただし、取締役総数が5名以下の企業で独立社外取締役が1名以上選任されている場合を除く) ・ 東証一部上場企業以外は独立社外取締役が不在 		<p>※東証一部上場以外の企業であっても、直近3年以内に東証一部上場であった企業については、東証一部上場企業として扱う。また、上場市場の判定は原則として前年度9月末時点を基準とする(以下同じ)。</p>

議案	行使基準	例外事由	備考
<p>(4) 独立性の低い社外取締役の選任 (東証一部上場企業が対象)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 2023年度改正 P.11参照 </div>	<p>証券取引所に独立役員として届出している候補者および届出を予定している候補者については、その独立性が一定の水準を満たさない場合、原則として反対する。独立性が「一定」の水準を満たさないとは、以下のいずれかに該当する場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議決権保有比率15%以上の大株主である団体の出身者である場合(ただし、大株主である団体から退職後3年以上経過している場合、または、大株主である団体の社外役員である場合を除く) ・ 取締役・監査役等としての通算在任期間が12年以上(※)の場合 		<p>※3年以上の空白期間があれば通算しない。</p>
<p>(5) 取締役会への出席率の低い社外取締役の再任 (東証一部上場企業が対象)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 2022年度改正 P.10参照 </div>	<p>社外取締役の取締役会への出席率が直近1年間で75%に満たない場合、原則として反対する。</p>	<p>ア. 病気やケガによる入院等、欠席の理由がやむをえない事情によるものであり、かつ、再任後の出席率が改善すると判断できる場合</p>	
<p>(6) ESG課題について改善が見られない企業の代表取締役の再任</p>	<p>投資先企業毎の課題もしくは対話活動の重点テーマとしたESG課題(気候変動対応等)について、継続的な対話を踏まえても改善が見られず、今後の改善も見込めないと判断される企業の代表取締役再任について、原則として反対する。</p>		
<p>(7) 不祥事企業の取締役選任</p>	<p>法令違反又は反社会的行為等の不祥事(※1)を起こした企業のうち社会的影響や企業価値の毀損が著しく大きいと判断される場合、または不祥事の悪質性が極めて高いと認められ、再発防止策の策定や責任の明確化を含めた当該不祥事への対応が適切になされていない場合、以下のいずれかに該当する取締役(※2)の選任に原則として反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表取締役 ・ 不祥事発生時の取締役の指名に関与した指名委員会(指名に関する任意の委員会を含む)の委員長 ・ 不祥事発生所管の担当取締役など、不祥事の発生・調査・防止に責任があると認められる者 	<p>ア. 当該候補者が、取締役としての相互監督機能を積極的に発揮していたことが、調査報告書や企業側からの説明等で明確となった場合(ただし、不祥事発生時の代表取締役は除く)</p>	<p>※1 企業として組織上の関与・責任を有すると判断される以下のような事象を指すがこれに限らない(以下同じ)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計関連: 不適切な会計処理、有価証券報告書の虚偽記載等の不正会計に関する行為 ・ 行政処分: 内部管理体制の不備等により公的機関による行政処分に至った行為 ・ 労務関連: 労災事故や児童・外国人にかかる不法労働行為 ・ 環境関連: 保有する工場等が周辺地域に与える公害や産業廃棄物の不法投棄等、環境へ悪影響を与える行為 ・ その他、法令違反・公序良俗に反する行為: 贈収賄・反社会的勢力への利益供与等 <p>※2 指名委員会等設置会社における監査委員であった候補者については、2(3)を準用する。</p>

議案	行使基準	例外事由	備考
2. 監査役等の選任議案 2023年度改正 P.11参照	(1) 独立性の低い社外監査役等の選任 東証一部(2022年4月以降は東証プライム)市場の上場企業で、証券取引所に独立役員として届出している候補者および届出を予定している候補者については、その独立性が一定の水準を満たさない場合、原則として反対する。独立性が「一定」の水準を満たさないとは、以下のいずれかに該当する場合をいう。 ・ 議決権保有比率15%以上の大株主である団体の出身者である場合(ただし、大株主である団体から退職後3年以上経過している場合、または、大株主である団体の社外役員である場合を除く) ・ 取締役・監査役等としての通算在任期間が12年以上(※)の場合		※3年以上の空白期間があれば通算しない。
(2) 取締役会・監査役会等への出席率の低い社外監査役等の再任 2022年度改訂 P.10参照	東証一部上場企業で、社外監査役等については取締役会と監査役会等のいずれかの出席率が直近1年間で75%に満たない場合、原則として反対する。	ア. 病気やケガによる入院等、欠席の理由がやむをえない事情によるものであり、かつ、再任後の出席率が明らかに改善すると判断できる場合	
(3) 不祥事企業の監査役等の選任	法令違反又は反社会的行為等の不祥事を起こした企業のうち社会的影響や企業価値の毀損が著しく大きいと判断される場合、または不祥事の悪質性が極めて高いと認められ、再発防止策の策定や責任の明確化を含めた当該不祥事への対応が適切になされていない場合、以下のいずれかに該当する監査役等(※)の選任に原則として反対する。 ・ 不祥事発生期間に取締役もしくは監査役等として在任していた者 ・ 不祥事の発生・調査・防止に責任があると認められる者	ア. 当該候補者が、取締役としての相互監督機能や、監査役等として内部管理体制の構築・運営について適切に監査機能を発揮していたことが、調査報告書や企業側からの説明等で明確となった場合	※指名委員会等設置会社における監査委員であった候補者については、本規定を準用する。
3. 報酬に関する議案	(1) 株式の大幅な希薄化が生じるストックオプション(株式報酬含む)の付与 ストックオプション・譲渡制限付株式報酬・信託型株式報酬などを取締役等へ付与・支給することによって、株式の大幅な希薄化が生じる可能性(希薄化率10%超)がある場合や上限株数が開示されない場合には、原則として反対する。なお、希薄化率は以下の通り、算出する。 ・ 希薄化率(※1) = 上限株式数(※2) ÷ 発行済株式数(自己株式を除く)	ア. 大幅な希薄化を伴う付与が実質的になされないことが確認できた場合 イ. 行使価額や業績基準などの行使条件等により、長期的なインセンティブが働くような設計がなされていることで当該企業の中長期的な企業価値向上の蓋然性がより高まると判断される場合	※1: 複数の議案に分かれている場合には、議案毎に希薄化率を算出し、合算の希薄化率が10%超となる議案については反対する。なお、当該合算は代表取締役、取締役、その他取締役に準じる者(子会社取締役等)の順に行うこととし、付与対象者として反対する議案(下記(2))がある場合には、合算対象から除外して計算する。また、下記(2)に監査役等以外の者に対する付与が含まれており、かつ当該付与対象者より下位順位の者に対する付与議案が別にある場合には、当該議案について反対する。 ※2: 年間の役員報酬枠として付与される場合には、今後10年間にわたり、毎年上限株数が付与されるものとみなして、希薄化率を算出する。
(2) 監査役等へのストックオプション(株式報酬含む)の付与	ストックオプション・譲渡制限付株式報酬・信託型株式報酬などを監査役等へ付与・支給する場合、原則として反対する。		
(3) 退任監査役等に対する退職慰労金贈呈(東証一部上場企業が対象)	退任監査役等へ退職慰労金を贈呈する場合、死亡退職金、制度廃止に伴う打ち切り支給の場合を除き、原則として反対する。	ア. 制度廃止の方針が確認できた場合	

議案	行使基準	例外事由	備考
(4)業績不振企業における役員報酬額の増枠・役員賞与の支給	業績不振企業(「1. 取締役の選任議案」の(1)に該当する企業)において役員報酬額の増枠や役員賞与の支給が付議された場合、原則として反対する。	ア. インセンティブ報酬の導入・変更、機関設計の変更等が要因である場合 イ. 経営の建て直しのため、外部人材を役員として登用する場合 ウ. 「1. 取締役の選任議案」(1)の「例外事由」に該当する場合	
(5)不祥事企業における役員報酬額の増枠・役員賞与の支給・ストックオプション付与・退職慰労金贈呈	法令違反又は反社会的行為等の不祥事を起こした企業のうち社会的影響や企業価値の毀損が著しく大きいと判断される場合、または不祥事の悪質性が極めて高いと認められ、再発防止策の策定や責任の明確化を含めた当該不祥事への対応が適切になされていない場合、原則として反対する。ただし、不祥事が発生した時点で取締役・監査役等として在任していなかった者に対する個別支給は除く。		
4. 株主還元に関する議案	(1)低還元企業における剰余金処分 以下の全てに該当する場合、原則として反対する。 ・ 直近期および直近3期合計最終利益が黒字 ・ 直近期の総還元性向および直近3期間累計の総還元性向が20%未満 ・ 直近期末株主資本比率または直近期末自己資本比率のいずれかが低い方が50%以上 ・ 直近期末利益剰余金が黒字 ・ 直近期および直近3期加重平均ROE(※)が10%未満	ア. 企業の成長ステージの観点や事業特性等から配当よりも投資・内部留保を優先した方が中長期的な企業価値向上に資すると判断できる場合 イ. 具体的な増配の方針が開示されているなど、株主還元積極化の意向が確認できた場合	※「直近3期加重平均ROE」は「直近3期最終利益合計÷直近3期自己資本合計」にて算出
5. 買収防衛策に関する議案 2022年度改正 P.10参照	以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。 ・ 直近3期連続ROE5%未満(連結) ・ 証券取引所に独立役員として届出(届出予定を含む)している独立社外取締役が2名以上在任していない場合 ・ 買収者に割り当てられた新株予約権について、企業が経済的対価を交付して取得する記載がある場合 ・ 2005年5月27日経産省・法務省発表「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」にある要件を満たさない場合	ア. 直近3期連続ROE5%未満(連結)であるが、新興成長企業等で特筆すべき技術力・特許・製品等を有しており、それが業績に十分反映されておらず、買収防衛策の導入・改定・更新に合理性があると判断できる場合	

議案	行使基準	例外事由	備考
6. 組織再編・資本政策に関する議案	<p>(1) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転等の承認</p> <p>以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該合併、会社分割、株式交換及び株式移転等が企業価値を毀損する可能性が高いと判断される ・ 合併比率、分割による新株の割当、株式交換比率等につき中立的な第三者による算定根拠が明示されていない 		
	<p>(2) 事業譲渡・譲受け等</p> <p>以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業譲渡・譲受け等が企業価値を毀損する可能性が高いと判断される ・ 譲渡価格等につき、中立的な第三者による算定根拠が明示されていない 		
	<p>(3) 第三者割当増資等(有利発行に当たるもの)</p> <p>以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行の目的に比して希薄化の程度が過大である ・ 発行価格等につき中立的な第三者による算定根拠が明示されていない 		
	<p>(4) 財団法人等への株式抛出</p> <p>上記(3)に係らず、財団の設立・支援を目的とした第三者割当による自己株式処分等については、以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団の設立・支援が中長期的な企業価値向上にはつながらないと判断される ・ 自己株式処分による希薄化率(※)が5%超である ・ 希薄化率(※)が3%超5%以下の場合で、抛出される株式の議決権について、第三者がスチュワードシップ責任に基づき策定した基準以外で行使をする可能性がある 		<p>※希薄化率＝処分株式数÷発行済株式数(自己株式を除く)</p> <p>希薄化対策としての自己株式取得は考慮しない。また、複数の財団に対する抛出、複数年度にわたる抛出などは累積して判定する。</p>
	<p>(5) その他資本政策に関するもの</p> <p>目的等が妥当でないと判断される場合、原則として反対する。</p>		
7. 定款変更、その他の議案	<p>(1) 定款変更</p> <p>変更理由が妥当でなく、合理性が認められないと判断される場合には、原則として反対する。</p> <p>例えば以下の事由が該当しうが、これに限らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役解任等の決議要件を加重する場合 ・ 配当に関する株主総会決議を排除する場合 ・ 取締役の定員枠を過度に拡大する場合 		
	<p>(2) 会計監査人の変更</p> <p>変更理由が妥当でないと判断される場合には、原則として反対する。</p>		
	<p>(3) その他</p> <p>「議案に対する考え方」や「議決権行使基準」の趣旨を踏まえ、議案内容が妥当でないと判断される場合には、原則として反対する。</p>		

議案	行使基準	例外事由	備考
8. 株主提案議案	<p>以下のいずれかに該当すると判断される場合、原則として反対する。</p> <p>①経営戦略や財務状況を踏まえると持続可能でない恐れのある株主還元に関する提案の場合</p> <p>②事業活動の内容や範囲を制限する恐れのある個別具体的な定款変更や、定款として定めることが適当ではない業務執行に係る定款変更に関する提案の場合</p> <p>③株主共同の利益に反する恐れのある提案の場合</p> <p>④一定程度合理的な内容であるものの、企業が既にその提案内容について適切な対応を取っている、もしくは今後そのような対応を取る方針であることが確認できた場合</p> <p>⑤その他企業価値向上や持続的成長につながらない恐れのある提案の場合</p>		

【今後の改正予定】

2022年4月株主総会～

議案	行使基準	例外事由	備考
1. 取締役選任議案	<p>(3) 独立社外取締役が一定人数に満たない企業の代表取締役の再任</p> <p>証券取引所に独立役員として届出(届出予定を含む)している独立社外取締役が以下の人数の場合、代表取締役の取締役再任議案について、原則として反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東証グロース市場(※1)以外の上場企業で、独立社外取締役が2名未満 ・ 東証グロース市場の上場企業で、独立社外取締役が1名未満(不在) ・ 支配株主を有する上場子会社(※2)については、独立社外取締役が取締役総数の1/3未満または2名未満 		<p>※1:東証以外の証券取引所の新興市場を含む。以下同じ。</p> <p>※2:コーポレートガバナンス報告書における、親会社または支配株主を有する上場企業</p>
	<p>(5) 取締役会への出席率の低い社外取締役の再任</p> <p>社外取締役の取締役会の出席率が直近1年間で75%に満たない場合、原則として反対する。</p>	<p>ア. 病気やケガによる入院等、欠席の理由がやむをえない事情によるものであり、かつ、再任後の出席率が改善すると判断できる場合</p>	
2. 監査役等の選任議案	<p>(2) 取締役会・監査役会等への出席率の低い社外監査役等の再任</p> <p>社外監査役等については取締役会と監査役会等のいずれかの出席率が直近1年間で75%に満たない場合、原則として反対する。</p>	<p>ア. 病気やケガによる入院等、欠席の理由がやむをえない事情によるものであり、かつ、再任後の出席率が明らかに改善すると判断できる場合</p>	
5. 買収防衛策に関する議案	<p>以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近3期連続ROE5%未満(連結) ・ 証券取引所に独立役員として届出(届出予定を含む)している独立社外取締役が取締役総数の1/3未満または2名未満 	<p>ア. 直近3期連続ROE5%未満(連結)であるが、新興成長企業等で特筆すべき技術力・特許・製品等を有しており、それが業績に十分反映されておらず、買収防衛策の導入・改定・更新に合理性があると判断できる場合</p>	

2023年4月株主総会～

議案	行使基準	例外事由	備考
1. 取締役選任議案	<p>(3)独立社外取締役が一定人数に満たない企業の代表取締役の再任</p> <p>証券取引所に独立役員として届出(届出予定を含む)している独立社外取締役が以下の人数の場合、代表取締役の取締役再任議案について、原則として反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東証プライム市場の上場企業で、独立社外取締役が1/3未満または2名未満 ・東証スタンダード市場(※)の上場企業で、独立社外取締役が2名未満 ・東証グロース市場の上場企業で、独立社外取締役が1名未満(不在) ・支配株主を有する上場子会社については、独立社外取締役が取締役総数の1/3未満または2名未満 		<p>※:東証以外の取引所市場を含む(ただし新興市場は除く)</p>
	<p>(4) 独立性の低い社外取締役の選任</p> <p>証券取引所に独立役員として届出している候補者および届出を予定している候補者については、その独立性が一定の水準を満たさない場合、原則として反対する。 独立性が「一定」の水準を満たさないとは、以下のいずれかに該当する場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決権保有比率10%以上の大株主である団体の出身者である場合(ただし、大株主である団体から退職後3年以上経過している場合、または、大株主である団体の社外役員である場合を除く) ・東証プライム市場の上場企業については、取締役・監査役等としての通算在任期間が12年以上(※)の場合 		<p>※3年以上の空白期間があれば通算しない。</p>
2. 監査役等の選任議案	<p>(1)独立性の低い社外監査役等の選任</p> <p>証券取引所に独立役員として届出している候補者および届出を予定している候補者については、その独立性が一定の水準を満たさない場合、原則として反対する。 独立性が「一定」の水準を満たさないとは、以下のいずれかに該当する場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決権保有比率10%以上の大株主である団体の出身者である場合(ただし、大株主である団体から退職後3年以上経過している場合、または、大株主である団体の社外役員である場合を除く) ・東証プライム市場の上場企業については、取締役・監査役等としての通算在任期間が12年以上(※)の場合 		<p>※3年以上の空白期間があれば通算しない。</p>